

## Lアラートの新たな活用に関するトライアル実施要領（再募集）

2023年7月3日

一般財団法人マルチメディア振興センター

### 1 目的

Lアラートは、これまで地域住民への情報伝達を行う情報伝達者（メディア等）向けに情報を配信してきたが、それ以外の用途で活用する「新たな活用」については、総務省の「今後のLアラートの在り方検討会」報告書（2018年12月）でも活用の拡大を提言しているほか、近年、企業等から「自社内での利用したい」との問い合わせが寄せられています。

これらを踏まえ、（一財）マルチメディア振興センター（以下「財団」）では、「新たな活用」について、今後見込まれる費用負担も見据えながら、Lアラート運営諮問委員会において、その定義や利用条件等を検討していますが、論点・課題も挙げられており、これらの課題等に対応するため、**2020年の募集に続き**、トライアル（試行）を実施します。

※「新たな活用」とは、「企業での社内利用」や「財団で同意を得た上でのサービス利用者等でない第三者（以下「他組織」）への配信」などを指します。また「新たな活用」を行う事業者を、本実施要領において「情報活用者」と称します。

### 2 実施内容

#### （1）募集期間

**2023年7月3日（月）～ 2023年12月29日（金）**

#### （2）応募方法

「Lアラート基本要綱」、「Lアラートサービス利用規約」（関連する細則も含む。以下総称して「規約」）を確認した上で、「Lアラートサービストライアル参加申込書」及び別紙「Lアラートの新たな活用に関する審査基準」により求められる資料（以下「Lアラートトライアル参加用審査資料」）を募集期間内に財団に提出（募集期間末日必着）してください。

#### （3）審査期間・審査方法

**2023年7月3日（月）～2024年1月31日（水）頃**

参加申込者から提示された「Lアラートトライアル参加用審査資料」を基に、財団で対面審査を行います。（今後の新型コロナ感染拡大の状況や自粛要請等により、対面以外の方法により審査を実施する場合があります）

#### （4）審査結果の通知

審査終了後、参加申込者に個別に審査結果を通知いたします。

#### （5）利用契約の締結

（4）の審査にて選出された企業等は、情報活用者（規約上の「特別利用者」）として、「Lアラートサービス利用申込書」及び「Lアラートの新たな活用に関する同意書」を財団に提出し、財団と利用契約を締結します。なお、

利用契約は、財団が「Lアラートサービス利用応諾書」を発信した時に成立します。

(6) 利用開始

利用契約が成立した日から利用可能

※下記(10)のトライアル参加費は、1年毎にお支払いいただきます。

(7) トライアル参加者数

数社(最大10社程度)

(8) 審査の観点

① 財団におけるトライアル実施の管理体制の観点から、各業態の代表的な利用法を行う企業等(※同じ産業分類からの利用希望が多い場合、優先順位をつけて参加者数を制限させていただく場合があります。)に限らせていただきます。

② トライアルの趣旨に鑑みて、Lアラートの「新たな活用」における課題の整理と、その解決に積極的に協力する意思があり、貢献が見込まれる企業等であることが前提となります。

(「新たな活用」の課題とは、Lアラートからの情報に対する第三者からの「問い合わせの対応、利用条件、他組織への配信の管理方法、費用の相場観等が挙げられます。)

③ 本トライアルが、参加者がトライアル終了後の情報活用者となることが想定される企業等における施行を意図するものであることに鑑みて、下記(10)のトライアル参加費を負担することに同意し、トライアル期間終了後にも情報活用者としての地位を継続し、かつ、情報活用者において負担することが見込まれる費用の負担にも理解のある企業等であるかも審査の重要な観点になります。

④ 具体的な審査の基準につきましては、別紙「Lアラートの新たな活用に関する審査基準」を参照ください。

(9) トライアル期間

利用開始から1年間。但し、課題の整理及び解決状況により、必要に応じて1年単位で延長する場合があります。

(10) トライアル参加費

1年当たり90万円(税別)、

※利用できる情報には、情報発信者がLアラートに発信した情報のほか、気象情報及びJアラートの情報を含みます。

※トライアル参加費は、現在財団が負担しているLアラート運営費にその全額を充てます。

※トライアル参加費は、財団から期日を指定し請求いたします。

### 3 参加条件

(1) 規約及び本実施要領に同意すること。

(2) 本実施要領2(4)の審査に合格すること。

(3) 次の①から⑪までを確認し、その全てに同意する旨の「Lアラートの新たな活用に関する同意書」(別添)を提出し、各項目を遵守すること。

- ① トライアル期間中、財団からの各種要請に協力するとともに、1年を目途に結果を文書で報告すること（※報告内容は別途調整します）。
- ② トライアル参加費は、1年単位で財団に支払うこと。
- ③ トライアル参加費は、トライアル期間の途中で解約その他の理由でトライアル又は利用契約が終了しても返金されないこと。
- ④ トライアル参加費を支払わない場合には、利用契約が解除されること。
- ⑤ 更新時における翌年分のトライアル参加費を請求書記載の期限までに支払いをしない場合には、利用契約の更新ができないこと。
- ⑥ 今後、規約が改訂され、特別利用者とは別に「情報活用者」が規定された場合には、その年のトライアル終了時点で、新たな規約に基づく「情報活用者」としての地位に移行すること。（※財団は、情報活用者が利用規約に規定されるまではトライアルを継続するよう配慮します。）
- ⑦ ⑥に規定された内容が、トライアルでの利用条件と異なる場合があること。
- ⑧ （現在、サービス利用者等による運営費の負担の議論があり）今後の議論によって、トライアル後に利用契約を継続する場合には、トライアル参加費より高い費用負担が発生する可能性があること。
- ⑨ 自社で活用したアラートの情報に関する問合せは、まずは情報活用者で対応すること。（※情報活用者は、適宜財団と相談）。
- ⑩ 情報活用者は、本サービスの利用により受信した、他の情報発信者の発する情報を、他組織へデータ提供を希望する場合は、事前に財団に提供先の情報を提出し、財団の事前同意を得なければならないこと。  
また、提供先に変更があった場合も遅滞なく、財団に通知しなければならないこと。
- ⑪ 財団がトライアル参加者を二次募集することに異を唱えないこと。

#### 4 その他

- ① Jアラートの情報につきましては、誤りなくかつ遅滞なく提供できることが必須であり、その利用については、情報活用者のニーズも踏まえて個別調整とする。
- ② 規約第11条2項後段にかかわらず、サービス利用者は、「新たな活用」による特別利用者を兼ねることができる。
- ③ このほか本実施要領において、規約と異なる内容が定められている場合には、本実施要領の内容が優先し、それ以外は規約の内容に従う。

以上

## Ｌアラートの新たな活用に関する審査基準

- ① 原則として法人格を有する団体であること
- ② 当該団体の長の責任において利用申請がなされていること
- ③ 「Ｌアラート基本要綱」、「Ｌアラートサービス利用規約」（関連する細則も含む。及びＬアラートの新たな活用に関するトライアル実施要領をよく理解し、同意していること。
- ④ トライアルに参加して情報活用者として実施する事業内容及び当該事業のスケジュールに具体性があること。
- ⑤ 前記④の事業に継続性が認められること。
- ⑥ 審査の結果、Ｌアラートの「新たな活用」における課題の整理と、その解決に積極的に協力する意思があり、貢献が見込まれること。
- ⑦ Ｌアラートからのデータを元データのまま２次利用するものではないこと。
- ⑧ 反社会的な利用法その他不適切な利用を行うものではないこと。
- ⑨ 同じ産業分類からの利用希望が多い場合、事業内容の具体性（④）や継続性（⑤）、また、審査の結果（⑥）が、総合的に優位であると判断できること（※上位３社程度）。

※上記の審査内容について確認できる資料（実施要領上の「Ｌアラートトライアル参加用審査資料」と同義）を提示のこと

## Ｌアラートの新たな活用に関する同意書

一般財団法人マルチメディア振興センター  
理事長 櫻井 俊 殿

Ｌアラートの利用申請に当たり、「Ｌアラートの新たな活用に関するトライアル実施要領」（以下実施要項）3参加条件（3）に基づき、同要領「3参加条件」及び「4その他」に記載の下記の事項（再掲）に同意します。

### 記

#### （参加条件）

- ① トライアル中、財団からの各種要請に協力するとともに、1年を目途に結果を文書で報告すること。
- ② トライアル参加費として、1年当たり90万円（税別）を財団に支払わなければならないこと。
- ③ トライアル参加費は、トライアル期間の途中で解約その他の理由でトライアル又は利用契約が終了しても返金されないこと。
- ④ トライアル参加費を支払わない場合には、利用契約が解除されること。
- ⑤ 更新時における翌年分のトライアル参加費を請求書記載の期限までに支払いをしない場合には、利用契約の更新ができないこと。
- ⑥ 今後、規約が改訂され、特別利用者とは別に「情報活用者」が規定された場合には、その年のトライアル終了時点で、新たな規約に基づく「情報活用者」としての地位に移行すること。
- ⑦ ⑥に規定された内容が、トライアルでの利用条件と異なる場合があること。
- ⑧ トライアル後に情報活用者として利用を継続する場合には、トライアル参加費より高額な費用負担（が発生する可能性があること）。
- ⑨ 自社で活用したＬアラートの情報に関する問合せは、まずは自社で対応すること。
- ⑩ 情報活用者は、本サービスの利用により受信した、他の情報発信者の発する情報を、サービス利用者等でない第三者へデータ提供を希望する場合は、事前に財団に提供先の情報を提出し、財団の事前同意を得なければならないこと。  
また、提供先に変更があった場合も遅滞なく、財団に通知しなければならず、提供先からさらに他の事業者への提供は禁止されること。
- ⑪ 財団がトライアル参加者を二次募集することに異を唱えないこと。

#### （その他）

- ① Ｌアラートの情報につきましては、誤りなくかつ遅滞なく提供できることが必須であり、その利用については、情報活用者のニーズも踏まえて個別調整とする。

- ② 「Lアラート基本要綱」、「Lアラートサービス利用規約」（関連する細則も含む。以下総称して「規約）」という、規約第 11 条 2 項後段にかかわらず、サービス利用者は、「新たな活用」による特別利用者を兼ねることができる。
- ③ このほか実施要領において、規約と異なる内容が定められている場合には、実施要領の内容が優先し、それ以外は規約の内容に従う。

年 月 日

会社名

代表者

(押印)

年 月 日

一般財団法人マルチメディア振興センター  
理事長 櫻井 俊 殿

Ｌアラート<sup>®</sup> サービストライアル参加申込書

「Ｌアラート基本要綱」、「Ｌアラートサービス利用規約」（関連する細則も含む）及び「Ｌアラートの新たな活用に関するトライアル実施要領」に同意し、新たな活用者（Ｌアラートサービス利用規約上の特別利用者）として２０２３年７月３日の実施要領にて募集をしている

Ｌアラートサービスのトライアルを申し込みます。

所在地：〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

団体・会社名： \_\_\_\_\_

役 職： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

\* 役職は団体・会社の長でお願いします。

例) 民間団体においては、社長、理事長等、自治体においては知事、市長等。

\* 印は公印、もしくは役職印でお願いします。